

国民年金保険料の産前産後期間の 保険料免除制度があります

国民年金第1号被保険者が出産した際に、産前産後期間の保険料免除制度が、平成31年4月から開始されました。産前産後期間の免除は、将来年金を受給する際に納めた期間として計算されます。

対象となる方

・国民年金第1号被保険者で出産日が平成31年2月1日以降の方

保険料が免除される期間

▼**単胎妊娠の場合**：出産予定日または出産日が属する月の前月か4か月間

▼**多胎妊娠の場合**：出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間
※出産とは、妊娠85日(4か月)以上の出産で、死産・流産・早産された方も含みます。

付加保険料の納付ができます

産前産後期間は、国民年金保険料は免除されますが付加保険料(月額400円)を上乗せして納めることで、受給する年金額を増やすことができます。付加保険料の納付を希望される方は、別途申請

が必要になりますので、役場住民課または年金事務所にお問い合わせください。

産前産後免除の申請方法

○申請先

住民課国保年金班

○申請受付

出産予定日の6か月前から申請できます。

○申請書類

申請書は、役場住民課または年金事務所にあります。

産前に申請する場合は、出産予定日がわかる母子健康手帳などをお持ちください。

出産後に申請する場合は、役場

住民課で確認できるため母子手帳などは原則不要ですが、被保険者とお子さんが別世帯の場合は、出生証明書などの出産日と親子関係がわかる書類をお持ちください。

退職(失業)による特例免除

退職(失業)により国民年金保険料を納めることが難しくなった場合は、申請により免除または猶予される制度があります。

通常の免除・猶予申請は、本人・配偶者・世帯主の前年所得が審査対象になりますが、退職(失業)時の特例免除では、退職(失業)された方の所得が審査対象から除外されます。

※退職(失業)された方以外に一定額以上の所得がある方がいるときは、特例免除は認められません。

○申請に必要なもの

- ①個人番号(マイナンバー)が確認できるもの、または基礎年金番号がわかるもの(年金手帳等)
- ②印かん(被保険者本人が自署する場合は不要)
- ③失業していることを確認できる公的機関の証明の写し(雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書等)

問千葉年金事務所

☎043(242)6320

住民課国保年金班

☎(84)1214

町社会教育施設と社会体育施設の予約方法・利用方法

町の施設は、公共施設案内・予約システムを活用して使用することができます。

使用するには、事前に利用者の登録が必要で、町民会館にて利用者登録用紙に氏名等を記入し登録が完了後、予約が可能となります。

事前予約は、町内・町外により予約可能期間が異なり、町内で2か月前、町外で1か月前からの予約が可能となります。

施設の予約方法は、町ホームページから公共施設予約システムを開き、登録時に割り当てられた利用者番号とパスワードでログインをし、施設案内・予約画面から利用目的等で各施設を予約できるほか、電話での予約もできます。

施設を利用する時には、ガイドライン及び利用者へのご願いを確認の上、利用確認書に記入してからご利用ください。

問社会文化課施設管理班

☎(84)1358